

2020年 4月30日

会員の皆様

奈良市PTA連合会
会長 小川 泰二

**園児・児童・生徒24時間総合保障制度
新型コロナウイルス感染症に関する商品改定のご案内**

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する、現下の情勢等を踏まえ、以下のとおり傷害補償「特定感染症危険補償特約」等の商品改定がありましたので取り急ぎお知らせ致します。

1. 改定内容

傷害補償等、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）における一類感染症から三類感染症」を補償対象としている商品につきまして、以下のとおり補償対象となる感染症の範囲を拡大いたします。

2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により補償対象となります。

現行（改定前）	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」についても補償対象

当連合会の園児・児童・生徒24時間総合保障制度ではプランS・A・B・Cに「特定感染症特約」が付帯されています。（プランDは補償なし）

■保険金をお支払いする主な場合

対象保険金：後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

- ・発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
- ・医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（180日限度）法律により就業制限された場合を含みます
- ・医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合（90日限度）

2. 本改定の対象契約

本改定は、2020年2月1日（土）（*1）に遡って適用します（*2）。具体的には、以下の契約が対象となります。

◆2020年2月1日（土）が保険期間に含まれる契約



◆2020年2月1日（土）以降に保険始期がある契約

（*1）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日。

（*2）2020年2月1日（土）以降に発病された場合が補償対象となります。また、保険期間の初日（特定感染症危険補償特約等をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

【ご請求のご連絡】

ご請求のご連絡につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

東京海上日動安心110番 （事故受付センター） 受付時間：24時間365日	超保険	 0120-110-894
	上記以外	 0120-720-110

※改定後の約款につきましては、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご確認いただくか、代理店または弊社までお問い合わせください。

※本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に詳しく掲載しております。